

独立行政法人教員研修センターの中期目標

平成23年 3月 1日

平成27年11月26日(変更)

文部科学大臣指示

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

(前文)

教育は我が国の将来を左右する重要課題であり、これからは、21世紀を生き抜いていける資質や能力を備えた人材の育成に対応した教育が求められている。

また、今日、学校現場では、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、情報通信技術（ICT）の活用をはじめとする様々な課題が急増するとともに、学力の向上や家庭・地域との連携協力の必要性も指摘されている。

さらに、今後10年間に、教員全体の3分の1が退職し、大量の新人教員と少数の中堅教員からなる教員集団をまとめていくために、また、我が国の将来を支えていく人材を育てるといふ学校教育の使命を達成するためには、組織的で計画的な教育活動、学校経営が不可欠であり、校長のリーダーシップとマネジメント能力がこれまで以上に求められている。

このような認識の下、センターは、学校教育関係職員の資質能力向上の取組の中核を担う研修のナショナルセンターとして、校長、副校長・教頭、中堅教員といった学校管理職及び指導的役割を担う教員に対する研修の実施や教育委員会の実施する研修への支援等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施することにより、我が国の教員の資質能力向上に寄与することが必要である。

また、事務及び事業の遂行に当たっては、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る視点を基本とする。

以上を踏まえ、センターの中期目標は以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 実施する研修の基本的な内容

国として実施する責務を有する研修は、以下の①及び②を基本とし、センターはこれに沿った研修の実施について中期計画で定める。

なお、毎事業年度において実施する各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等は、国の教育政策の方向性や事後評価等を踏まえ、不断の見直しを行うこととし、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修等
 - ・学校経営について、各地域の中核となって活躍する管理職の育成を目的とした管理職マネジメントの中央研修（校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修）
 - ・各地域において英語教育を推進する中核的教員の育成を目的とした海外派遣研修

- ② 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とする以下の研修
 - ・各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修
 - ・児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
 - ・道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
 - ・学校教育の情報化を推進するための指導者の養成を目的とした研修
 - ・小学校における英語活動等国際理解活動を推進するための指導者の養成を目的とした研修（本研修については、平成24年度をもって廃止）
 - ・外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修
 - ・生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修
 - ・人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

- ・キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修
- ・教育相談について高度な見識と技法を身に付けるための指導者の養成を目的とした研修
- ・子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修
- ・児童生徒の健康教育上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修
- ・外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修
- ・学校現場が抱える教育課題に関して各地域の指導的立場の者が諸外国の取組の調査研究を行い、各地域に調査研究成果を活用するための海外派遣研修

③ ①及び②に加え、地方公共団体単独での実施が困難なことから共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に以下の研修を実施する。

- ・産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修
- ・産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修
- ・産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修
- ・喫緊の重要課題の指導者を養成するための研修等として実施してきた研修

④ ①から③のほか、国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修について、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① センターが設定する受講定員に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。
- ② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。
- ③ 受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の活用状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う

研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

(3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の実施に当たっては、個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を適切に把握し、効果的・効率的な研修の実施が可能となるよう、以下に掲げる方法の中から適当なものを導入する。

①アンケート調査を活用した研修内容・方法等の見直し、②インターネットの活用、③教育委員会、大学、民間企業の専門家等の活用及びこれらの機関との連携・協力、④受講者の研修成果の把握と任命権者への提供等。

(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、毎事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因分析等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、内容・方法の見直しに当たっては、教育委員会及び大学との連携・協力を図る。

また、研修の廃止等の検討に当たって必要となる、見直しの必要性を判定するための基準等について、中期計画において定める。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

各都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下の指導、助言及び援助を行う。

①eラーニング研修のプログラム開発・提供、②指導方法等に関する受講者の情報交換機会の提供、③研修に関するコンテンツの開発・提供、④講師情報や研修手法の提供、⑤研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催、⑥研修施設・設備の提供等。

3. その他

各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う事業に活用するとともに、教育委員会等に対し必要な情報提供を行う。

なお、研修事業や情報提供業務等のあり方について、各都道府県教育委員会等と定期的に意見交換を行うこととし、その結果も踏まえ、センターの行う事務事業の見直しを行う。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、既存事業の見直し、効率化を進め、一般管理費（土地借料除く）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。

なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、経費の節減の一層の推進を図る。

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施する。

2. 業務運営の点検・評価の実施

業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。

3. 情報セキュリティの確保

センターが管理する情報の安全性向上のため、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、受益者負担の適正化、寄附金等により自己収入の確保を図る。

また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

2. 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

3. 財務内容等の透明性の確保

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

(1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進める。

(3) 東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年度中に他法人施設への集約化を図る。

(4) センターの保有する研修施設について、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行う。

また、つくば本部の土地については、その購入完了後において速やかに、保有し続ける必要があるかについて厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うことも含め、検討を行う。

(5) 研修・宿泊施設の管理について民間委託を進め経費を削減する。

2. 人事に関する計画

センターは、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について、適正な目標水準・目標期限を設定し、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。更に、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。

また、研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性の

向上を図る。

3. 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下、センターの業務及びそのマネジメントに関する内部統制・ガバナンスの充実・強化を図るとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。